

退職手当支給条例の改正内容

1 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る新たな特例措置制度の導入(附則第20項から第22項)

(1) 内 容 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額について、現行特例制度に加えて新たな特例措置制度を施行日から平成23年3月31日までの間に限り導入することにした。

(2) 施行日 平成19年2月16日

2 地方自治法の改正に伴う関係規定の改正

(第4条第1項・第2項、第11条第1項、改正条例附則第2項・第3項)

- (1) 内 容
- ・「助役」を「副市町村長」とし、「収入役」を削除した。
 - ・「助役」の改正については経過規定を設け、「副市町村長」として選任されたものとみなされた者の職員としての引き続いた在職期間にその者の「助役」としての引き続いた在職期間を含むことにした。

- ・「収入役」の改正についても経過規定を設け、平成19年4月1日以後も「収入役」として在職するものとされた者の退職手当については、改正前の条例の規定による取扱いと同様に取り扱うことにした。

(2) 施行日 平成19年4月1日